

高齢者いこいの家指定管理について

指定管理者制度は、平成15年（2003年）6月の地方自治法改正により導入された制度です。この制度では、公の施設（*）のより効果的かつ効率的な管理を目指して、民間事業者や地域団体も含めた幅広い団体が公の施設の管理運営を担うことが可能になり、住民サービスの向上や経費の節減などの効果が期待されています。

吹田市では、指定管理者制度への円滑な対応を図るため、平成17年（2005年）1月に「指定管理者制度についての運用指針」を制定し、指定管理者制度の導入を図っています。

高齢者いこいの家についても、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者制度を導入しようと考えています。

（*）公の施設とは、文化施設、コミュニティ施設、福祉施設、体育施設など住民の福祉を増進する目的で、市民の皆様に利用していただくための施設です。

※今後のスケジュール案

平成31年	2月	パブリックコメントの実施
	夏～秋	指定管理者の募集、選定
	11月	11月定例会において、指定管理者の指定に係る提案
平成32年	4月	指定管理者による運営開始